鈴鹿医療科学大学研究助成寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 鈴鹿医療科学大学研究助成寄附金(以下「研究助成寄附金」という。)の受入れ及び取扱い については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において研究助成寄附金とは、鈴鹿医療科学大学(以下「本学」という。)が学術研究の振興及び助成を目的として民間企業、個人篤志家等(以下「寄附者」という。)から研究者を指定して交付される寄附金のことをいう。

(申込)

第3条 寄附者は、所定の研究助成寄附金申込書を理事長に提出し、その承諾を得るものとする。

(配分)

第4条 研究助成寄附金は、指定された研究者に交付するものとする。

(寄附金の移し替え)

第4条の2 理事長は、他の国立大学法人等から寄附金の移し替えの協議があったときは、本学に移 し替えることができる。

(管理経費)

第5条 研究助成寄附金の10%を管理経費として徴収する。

(支出)

- 第6条 研究助成寄附金は、その研究目標達成のため必要かつ適正に支出しなければならない。
- 2 会計処理に関しては、本学の関係規程に準ずるものとする。

(所管部署)

第7条 研究助成寄附金に関する庶務は、大学事務局研究振興課が所管する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成21年3月23日に制定し、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年3月9日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月6日に改正、施行する。